

隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成事業 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成事業（以下「助成事業」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本助成事業は、ジオパークを意識した隠岐ならではの新商品の開発に取り組む事業者に対して、隠岐らしいパッケージやデザイン品の開発に必要な経費を支援することにより、持続可能な地域経済の活性化と来島者の満足度及び隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度の向上を目的とする。

(対象事業)

第3条 一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）はこの要綱に基づき、事業を行う者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。当該助成事業の内容、助成金の額等に関しては、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成事業」募集要項に掲げるとおりとする。

(定義)

第4条 この要綱における「パッケージ」とは、販売又は島外者などへの提供を目的として製造されている食品、民・工芸品、プレミアム品などの外袋類や包装紙、お土産袋、ランチョンマット、箸袋、簡易式お手拭き等をいう。

2 この要綱における「デザイン品」とは、手ぬぐいやタオル類、ステッカー、文具、小物類等をいう。

3 同条1項、2項における判断が難解なものについては、一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会事務局長（以下「局長」という）が適当と認めたものとする。

4 この要綱における「事業者」とは、次の(1)から(4)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 隠岐郡内で事業を行っている中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）)
- (2) 隠岐郡内で事業を行っている個人事業者
- (3) 商工会及び各協同組合
- (4) その他、局長が適当と認めるもの

(応募者資格)

第5条 前条第4項に該当し、意欲的に開発に取り組む事業者であること。

(応募条件)

第6条 申請対象商品は、以下の条件を全て満たす商品とする。

- (1) 法令に違反しない商品であること。
- (2) 助成事業終了後、1年間以上の継続が見込める商品であること。
- (3) 公序良俗に反しない内容であること。
- (4) 過去2年以内にこの事業助成を受けていない商品であること。但し、商品の内容変更に伴う場合はその都度協議する。

(助成金申請)

第7条 新商品の研究開発にともない助成金を受けようとする事業者は、年度ごとに定める期日(以下「指定日」という。)までに、助成金交付申請書(様式第1号)及びこれに掲げる関係書類を添付の上、協議会に提出しなければならない。

(審査)

第8条 助成の審査は、助成事業審査会(以下「審査会」という。)が行う。

2 審査に関する事項は、別で定める隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成審査会規程による。

(助成金交付決定)

第9条 審査会において助成の決定があったとき協議会は、すみやかに申請者に対して助成金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(事業期間)

第10条 助成事業の期間(以下「期間」という。)については、年度ごとの募集案内に定めるものとする

2 期間内に、助成事業が完了しないことが判明した場合は、助成事業期間延長申請書(様式第3号)を期間完了日までに協議会に提出し、適当と認めた場合において、完了予定日より3か月間を限度に期間の延長を行うことができるものとする。

3 前項における申請書提出をうけた協議会は、遅延事由を直ちに審査し適当と認めた場合は、助成事業期間延長承諾書(様式第4号)を事業者に直ちに交付しなければならない。但し、この場合におけるの延長期間については、妥当性を勘案し、事業者からの申請延長期間よりも短縮して承諾することができる。

(実績報告)

第11条 事業者は事業完了後、事業完了届(様式第5号)及びこれに掲げる関係書類等、並びに成果物を協議会が指定する期日までに提出しなければならない。

(額の決定)

第12条 協議会は前条に規定する実績報告の提出を受けたときは、速やかに内容を審査の上、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(様式第6号)により事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 協議会は、前条第1項の額の確定を行ったのち、事業者から提出される助成金精算払(概算払)請求書(以下「請求書」という。)(様式第7号)により助成金を交付する。

2 助成金の交付は、事業者の指定する銀行口座への振り込みとする。

3 協議会は、必要があると認めるときは、概算払いすることがある。

4 前項の場合、事業者から提出される請求書(様式第7号)により、協議会は交付決定額の7割を限度とし交付する。

(助成の取消)

第14条 協議会は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付を取り消すことができる。

(1) 第10条2項における申請書の提出がなく、指定日までに事業完了しないとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正の行為があったと認められるとき。

- 2 協議会は、前項の規定により助成金交付を取り消したときは、事業採択取消通知書（様式第8号）により当該事業者へ通知するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により助成金交付の取消しを受けた者に対し、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（改定）

第15条 この要綱の改定の必要が生じた場合は、審査会を経て事務局長が決定する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は事務局長が決定する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。